

令和2年度水産業従業員宿舎 整備事業費補助金公募要領

宮城県では、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の基幹産業となっている漁業者や水産加工業者等の生産能力向上のため、中小企業者のうち漁業者及び水産加工業者並びに水産業協同組合等（以下「中小水産業者等」という。）が実施する従業員や就業者確保のための宿舎整備を支援するため、「水産業従業員宿舎整備事業」を実施し、その補助金の交付を受ける事業者の公募を行います。

募 集 期 間

第1回 令和2年 5月26日(火)～令和2年 6月25日(木)

第2回 令和2年 8月11日(火)～令和2年 9月10日(木)

第3回 令和2年10月20日(火)～令和2年11月19日(木)

宮 城 県

本事業に関する問い合わせ先

水産林政部 水産業振興課 流通加工班 企画推進班

【電 話 022 (211) 2931・2935】

【メール suishinr@pref.miyagi.lg.jp】

目次

1	事業の概要	
1-1	目的	1
1-2	補助対象事業	1
1-3	補助率及び補助限度額	1
1-4	事業期間	1~2
1-5	事業の標準的な手続きと流れ	3
2	補助事業の要件	
2-1	対象となる事業者	4
2-2	対象となる事業要件	4
2-3	補助の対象となる経費	4
2-4	補助の対象とならない経費	5
3	補助採択の選定評価方法	
3-1	評価方法	6
3-2	評価のポイント	6
4	申請方法	
4-1	提出書類	7
4-2	申請書の提出先	7
5	注意事項	
5-1	申請にあたっての注意	8
5-2	県からの補助金の支払いについて	8
5-3	補助事業者から受注業者への代金の支払いについて	8
5-4	消費税の取り扱いについて	9
5-5	補助金により整備した施設・設備（財産）の管理について	9
5-6	他の補助事業の取り扱いについて	10

※ 巻末 申請様式集, 申請書類チェック表等
水産業従業員宿舍整備事業費補助金交付要綱

1 事業の概要

1-1

目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の基幹産業となっている漁業や水産加工業の生産能力向上のため、中小企業者のうち漁業者及び水産加工業者並びに水産業協同組合等（以下、「中小水産業者等」という。）が実施する従業員や就業者確保に必要な宿舍整備を支援することにより、中小水産業者等の復興を促進することを目的とします。

1-2

補助対象事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小水産業者等が従業員や就業者確保（外国人技能実習生を含み、役員は除く）のための宿舍の整備（新築、修繕及び増築）をする場合、その経費の一部を補助します。

1-3

補助率及び補助限度額

補助率	補助対象経費の1/2以内
補助限度額	補助上限額2,000万円、補助下限額100万円。ただし、入居人数が3名未満の宿舍を整備する場合は、補助上限額は1棟当たり250万円になります。 なお、本公募要領2-1（対象となる事業者）の4番のただし書きの規定に基づき再度の申請をする場合は、2,000万円から既に交付した補助金を引いた額が、補助限度額となります。

※ 応募者が多数の場合は、予算の都合により交付されないことや、補助率の範囲内で減額して交付されることがあります。

1-4

募集期間

(1) 募集期間

- 第1回 令和2年 5月26日（火）から令和2年 6月25日（木）まで
- 第2回 令和2年 8月11日（火）から令和2年 9月10日（木）まで
- 第3回 令和2年10月20日（火）から令和2年11月19日（木）まで

上記3回に分け募集しますが、募集期間内であっても交付決定額が予算額に達した場合は、募集を締め切ります。

この場合、締め切った旨をホームページで公表します。

※ 事前に申請内容について担当者の確認を受けた後、それぞれの募集期間最終日の午後5時までに必着するようお願いいたします。募集期間以降はいかなる理由があっても受付いたしません。御承知ください。

(2) 交付決定

募集期間毎に、概ね7月下旬、10月上旬、12月中旬

(3) 事業完了

原則として、令和3年3月31日まで

※ 上記期日までに、経費の支払いが完了し、予め提出された事業実績報告書に基づき県の履行確認が終了していることが条件となります。

※ 当該事業の補助対象とする経費は、交付決定した日以降に実施する経費が対象となります。交付決定前に支出される経費及び交付決定前に実施した事業（契約の締結行為を含む）は、補助の対象となりません。

1 事業の概要

1-5

事業の標準的な手続きと流れ

第1回 令和2年 6月25日まで 第2回 令和2年 9月10日まで 第3回 令和2年11月19日まで 何れも午後5時まで必着	補助金交付申請書の提出 【事業者→県】 ※直接持参する場合は、事前に担当者の日程を確認してください。郵送する場合は、事前にFAX等により申請書類を送付し、申請内容の確認を受けてから郵送願います。
↓	
第1回 令和2年 7月下旬（予定） 第2回 令和2年10月上旬（予定） 第3回 令和2年12月中旬（予定）	補助金交付決定 【県→事業者】 ※補助金の交付決定前に実施した事業は、補助の対象とはなりませんので、注意願います。
↓	
必要があり、条件が整えば	概算払請求書の提出 ：契約に基づく前払金支払完了時【事業者→県】
↓	
必要があり、条件が整えば	補助金の概算払 【県→事業者】
↓	
補助事業の完了から1カ月以内	実績報告書の提出 【事業者→県】 ※全ての補助対象経費の支払が終了していること。
↓	
受理後	完了検査（現地調査） 【県→事業者】
↓	
完了検査後	補助金の額の確定 【県→事業者】
↓	
額の確定後、約1カ月程度	補助金の精算払 【県→事業者】

2 補助事業の要件

2-1

対象となる事業者

次の要件に全て該当することが必要です。

番号	要件	解説
1	従業員確保のための宿舎整備を行う中小水産業者等であること 「みなし大企業」でないこと	資本金規模「3億円以下」又は従業員規模「300人以下」であること。 日本標準産業分類表に掲げる「水産食品製造業」及び「海面漁業」並びに「海面養殖業」に属する事業者であること。 水産業協同組合法に定められている漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに中小企業協同組合法に定められている事業協同組合（ただし、水産業の振興を主たる目的とするものに限る） ※「みなし大企業」（次のいずれかに該当） ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること
2	県税に未納がないこと	申請時に、宮城県発行の「納税証明書」を提出していただきます。
3	暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと	暴力団又は暴力団員等であるか調査するため、申請時に「誓約書」と「役員等名簿」を提出していただきます。
4	県が実施する東日本大震災における製造業者に対する宿舎整備等に係る補助金の交付を受けていないこと	同一の法人・個人が、本事業のほか「中小企業等グループ等復旧整備補助金」等の宿舎整備関連の補助金を重複して受給することはできません。ただし、平成29年11月1日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律等」の施行以前に交付決定を受け、完成した宿舎において、当該法律の施行により、当初計画していた数の従業員を入居させることができなくなっている場合は、再度の申請が可能です。

2-2

対象となる事業要件

(1) 事業の要件（いずれにも該当すること）

- 当該中小水産業者の生産能力の向上に資すること
- 当該中小水産業者の人材確保に資すること
- 中小水産業者の復興に資すること

2-3

補助の対象となる経費

【補助対象となる宿舎】・・・次の全てを満たすもの

- ① 従業員や就業者確保（外国人技能実習生を含む）のための宿舎であること
- ② 生産能力向上のために必要不可欠なもの
- ③ 宮城県内の中小水産業者の事業に従事する職員（従業員や就業者）の宿舎であること

2 補助事業の要件

2-4

補助の対象とならない経費

次の経費は補助対象外となりますので御注意ください。

対象とならない経費	対象とならないものの例
事業者の所有として登記しないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×事業者以外が所有者となる宿舍 ただし、次のものを除く <ul style="list-style-type: none"> ・借用契約の施設を宿舍に修繕等する場合
事業者が、直接従業員確保に使用しないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×他者に貸し出すための宿舍（水産業協同組合等が組合員のために整備する場合を除く）
土地の整備等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ×土地の取得費 ×土地の整地・嵩上げ、外構工事、駐車場の整備 ×被災建物、施設等の撤去、処分費用
宿舍整備に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×備品、什器（作り付けの家具、冷暖房器具を除く） ×コピー機、パソコン等の事務用品 ×事務所、休憩所等の従業員の厚生施設 ※ 「自宅兼宿舍」等、一体で建替え等を行った場合で、経費が明確に分離できない場合は、それぞれの施設の床面積の割合に応じて対象経費を計算します。 例) 自宅 200 m²、宿舍 100 m²、全体経費 3,000 万円の場合、対象経費は、 $3,000 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 1,000 \text{ 万円}$とします。
間接的な経費	<ul style="list-style-type: none"> ×手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費等 ×租税公課（不動産取得税、登録免許税等） ×法令に基づく申請費用（建築確認申請費等）
事業者の費用の支払いが明確に証明できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×経費区分の明細がなく（実施した事業の内訳がわからず）一括で支払われている経費（〇〇費一式等） ×補助対象事業以外の取引と混同して支払いが行われている経費（補助対象経費が明確に区分されている場合を除く） ×補助事業者以外が発行する手形・小切手（いわゆる「回し手形」等）での支払いの場合

※ 上記以外にも補助対象外の費用が生じる場合があります。不明な場合は御相談願います。

3 補助採択の選定評価方法

3-1

評価方法

県は、補助金の交付申請があったものの中から、県が定める基準に基づき「補助事業計画」を評価し、予算の範囲内で、従業員や就業者の確保状況を勘案し、補助金を交付する中小水産業者を決定します。

したがって、公募の要件を満たした申請であっても、交付決定とされない場合がありますので、御了承願います。

3-2

評価のポイント

(1) 宿舍の整備内容

宿舍整備が早期に完了し、生産能力の回復が見込めるか。

- ・ 漁獲量又は生産量が増える品目、増産時期)
- ・ 水産食品製造業の場合は、新たに生産する品目、生産開始時期

宿舍整備の内容が合理的であるか。

- ・ 漁獲量又は生産能力回復における公的資金の導入の必要性
- ・ 事業内容と収支計画の整合性等

(2) 地域への波及効果

宿舍整備により中小水産業の復興に大きな波及効果が期待できるか。

- ・ 水揚げ金額又は製造品出荷額の回復等の波及効果
- ・ 漁業の場合は、後継者又は新規就業者の増加

4 申請方法

4-1

提出書類

	書類名	説明
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる宿舍整備について、施工の価格が分かる見積書等の写しを添付。（〇〇工事一式は不可）
4	位置図（地図）	復旧する宿舍の位置がわかるもの。
5	配置図，平面図等	補助対象となる宿舍の配置，構造がわかるもの。
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」
7	定款の写し	
8	登記事項証明書 （個人の場合は、住民票謄本）	3ヵ月以内に法務局で発行のもの。全部事項及び現在事項の記載のあるもの。
9	納税証明書（税目：全ての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。
10	暴力団排除に関する誓約書 （別紙2）	県指定の様式。「口当社」にチェック☑し，記名押印の上，提出。巻末様式集参照。
11	宿舍整備事業に係る申告書 （別紙3-1, 3-2, 4）	県指定の様式。全ての確認事項に回答し，記名押印の上，提出。巻末様式集参照。
12	会社案内，パンフレット等	業務や製造製品等の概要がわかるもの。【任意】

※2-1の4により再度の申請を行う場合で，その内容に変更がない場合は，定款及び登記事項証明書の添付を省略することができます。

※巻末の「補助金申請提出書類チェックリスト」を併せて提出してください。

4-2

申請書の提出先

《直接持参する場合》【受付時間：平日の午前9時から午後5時まで】

場所	提出先
県庁	水産林政部 水産業振興課 流通加工班（水産加工業従業員宿舍整備の場合） 水産林政部 水産業振興課 企画推進班（漁業就業者用宿舍整備の場合） 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁 12階【電話 022（211）2931】

《郵送により提出する場合》

郵送先（宛名）
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁 水産林政部 水産業振興課流通加工班又は企画推進班 【電話 022（211）2931】 【FAX 022（211）2938】

※ 直接持参する場合は，事前に担当者の日程を確認してください。

※ 郵送する場合は，事前に FAX 等により申請書類を送付し，担当者による申請内容の確認を受けてから郵送願います。

5 注意事項

5-1

申請にあたっての注意

- 提出した書類はお返しいたしません。県からお問合せ等を行う場合がございますので、その内容が分かるよう、提出書類のコピーをとって御自身の控えとして保管願います。
- 提出した書類に記載漏れ、記載誤り、添付書類漏れ、添付書類不備がある場合、交付決定できない場合がございますので、特に郵送にて提出の際は今一度確認をお願いします。
- 審査の経過・結果に関するお問合せには応じかねます。
- 交付決定の際に通知する交付予定額は上限を示すものであって、最終的には現地調査結果等をもって補助金の額を決定することから、交付予定額から減額又は取消す場合があります。
- 本事業の実施にあたって、適正かつ透明性等を図るため、補助金の交付決定を受けた場合、補助事業者名（企業名等）を公表します。なお、行政文書情報の開示請求があった場合には、補助金の交付決定額も開示することになりますので、この点について御承知いただくとともに、適正な事業の執行をお願いします。

5-2

県からの補助金の支払いについて

<補助金の支払いは後払いになります。>

- 県から補助事業者への補助金の支払いは、契約に基づく前払金及び宿舍整備が完了し、工事請負業者への代金の支払いが済んでいる経費が対象となります。
- したがって、補助事業者から工事請負業者への代金の支払に関しましては、全て一旦、各補助事業者において立替払で業者等へお支払いいただくこととなりますので、御注意願います。

5-3

補助事業者から受注業者への代金の支払いについて

<補助金の出納は専用の通帳をお願いします。>

- 事業の経費の執行を明確にするため、補助金に係る事業を行う際は、専用の通帳を作成し、原則として、そこからの「振込」でお支払いされるようお願いいたします。
- やむを得ず現金での支払となる場合でも、支払額が明示されるよう、必要額をその通帳から引き出して、支出されますようお願いいたします。
- 補助金専用の元帳も作成し、出納を管理するようお願いいたします。

<「回し手形」でのお支払いはできません。>

- 補助金に係る事業については、補助事業者自身が経費を負担したことを証明する必要があります。
- 経費の支払いの際、費用負担の証明ができない「回し手形（裏書譲渡された手形）」の使用は出来ませんので、御注意願います。

5 注意事項

5-4

消費税の取り扱いについて

<消費税分は補助金の対象となりません。>

- 補助金は、その制度上、消費税分を各補助事業者へお支払いすることが出来ません。
- 補助金の申請には、全ての金額を消費税抜きの数字で積算願います。(内税の場合には、消費税率で割り戻して、税抜きの価格にて積算願います。)

補助金において消費税を支払えない理由

補助事業者において、1,100万円(うち消費税に係る部分は100万円)の補助事業を行い、全額補助金を受け取り、使い切ったとします。そうすると補助金については、手元には1円も残らないこととなります。

その後、その事業者が国に納税する消費税額を確定するため、仕入控除税額を算出しなければなりません。その中には、通常、補助事業で支払った100万円が含まれてきます。

当然その100万円は仕入控除税額として控除され、事業者の手元に戻ってきってしまうこととなりますから、補助金の場合には、消費税分を対象とすることができません。

- ※ 実額として戻ってくるかどうかは、「何かを購入して支払った消費税」と「何かを販売して預かった消費税」の差が問題となりますが、いずれにしても控除はされていますので、効果としては、その分が手元に戻ってくるのと同じ効果となります。

5-5

補助金により整備した施設・設備(財産)の管理について

<補助事業で整備した施設や設備は、勝手に処分することはできません。>

- 処分とは、「取壊し」、「廃棄」、「他の用途での使用」、「貸付」、「譲渡」、「交換」、「担保提供」をすることです。
- 事業が完了した後は、財産の台帳を整備し、保管状況を明らかにしなければなりません。
- 補助金で整備した施設や設備を補助金の交付の目的以外に使用したり、処分したりする場合は、事前に知事の承認を受けなければなりません。
- 知事の承認が必要な期間は、当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間となります。
- 知事の承認を受けて財産を処分する場合であっても、処分内容・方法によっては、補助金の返還が発生する場合があります。

<国から直接補助金を受けている経費は、当該補助金額分を差し引きます。>

- 国が直接実施する東日本大震災における製造業者に対する宿舍整備の補助事業の採択を受けた場合、補助対象経費からその国庫補助金等を差し引いた額に今回の補助率である1/2以内を乗じた金額が補助金額となります。

<県が実施する製造業者に対する宿舍整備事業との重複はできません。>

- これまでに本事業の補助金の交付を受けている事業者は、追加での申請はできません。（同一事業者による本事業の実施は1回限りとなります。）ただし、平成29年11月1日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律等」の施行前に交付決定を受け、完成している宿舍において、当該法律等の施行により、当初計画していた数の従業員を入居させることができなくなっている場合は、本事業に限り再度の申請が可能です。
- 県が実施する東日本大震災における製造業者に対する宿舍整備の補助事業（例：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）との重複（併用）はできません。
- 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する上記補助事業の交付決定を受けた場合には、廃止の手続きを申請し、知事の承認を受けてください。すでに交付を受けている補助金があるときは、直ちに返還する必要があります。